

どさんこ・子育て

特典制度 のご案内

子育て家庭に、市町村から特典カードを配付し、協賛店舗でカードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスが受けられる、社会全体で子育てを応援する取組です。

イメージ図



令和7年7月から本制度の対象世帯は、「小学生以下」から「18歳以下」のお子さんがある世帯に拡大されます。
※協賛店舗によって、対象となる年齢は異なります。

よくある質問 Q & A

Q: どさんこ・子育て特典カードは、どこで配付しているの?

- A: お住まいの市町村の窓口（母子保健や子育て支援担当など。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。）で、配付・再発行をしています。お子さんがいることを証明できるもの（保険証、母子手帳）をお持ちください。
・カードを受け取ったら、裏面に必要事項をご記入ください。

Q: どんなサービスが受けられるの?

- A: 協賛店舗や特典サービスの情報は、「HAGUKUMU」（詳細裏面）で紹介しています。
（例：料金からの割引やポイント付与、お子さんへのサービスなど）
・ご利用前にカードを提示し、サービス利用をお申し出ください。
・協賛店舗には、ステッカーや卓上のぼりが掲示されています。（一部掲示のない店舗もあります。）
・特典サービスの詳細については、各店舗にお問い合わせください。

Q: 誰が利用できるの?

- A: 妊娠中の方や18歳以下[※]のお子さんを持つ世帯の方が利用できます。※18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
・協賛店舗によって、対象となるお子さんの年齢は異なります。

Q: 保護者だけ、子どもだけでは利用できないの?

- A: 利用できます。
・協賛店舗によっては、カードとともに、お子さんがいることやお子さんの年齢等を証明するもの（保険証・母子手帳）を確認させていただく場合があります。
・本制度は協賛店舗のご協力により運営されていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。



検索は
こちらから！

北海道からのお願い カードを他人に譲ったり、貸したりすることは決してしないでください。ルールを守って楽しく利用しましょう。

全国共通展開 について

2016年4月から「子育て支援パスポート事業」全国共通展開への参加に伴い、道外でもサービスをご利用いただけます。道外で利用される際は、各自治体のホームページで全国協賛店舗（全国共通ロゴマークのあるお店）を検索の上、どさんこ・子育て特典カードを呈示し、ご利用ください。
※自治体及び店舗によって対象範囲が異なりますので、各自治体のホームページでご確認ください。



イラスト：なまけ

問い合わせ

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-206-6309 FAX：011-232-4240

E-mail：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp